

使用済小型家電のリサイクルにご協力ください

使用済小型家電リサイクルについて

平成25年4月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。これに伴い神崎町では香取広域市町村圏事務組合と連携して10月から役場庁舎内に回収ボックスを設置し小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業を行います。

小型家電、特に携帯電話やハイテク機器にはレアメタル¹などの金属がたくさん含まれており、これらは国内の産業には欠かせない重要な資源となっています。皆様のご家庭に眠っている小型家電をもう一度資源として生まれ変わらせるため、回収へのご協力をお願いいたします。

1 レアメタルとは、非鉄金属のうち資源としての存在量が少ないなどの理由から産業界での流通・使用量が少ない金属の総称で電子機器の部分等に利用されています。

なお、回収できない品目及び排出時の注意事項等ありますのでご注意ください。

回収開始日

平成25年10月15日（火）から平成26年3月10日（月）まで（以降も継続予定）

回収方法

ボックス回収（直接、伊地山クリーンセンターへ搬入も可能です。）

回収ボックス設置場所

役場庁舎入口

回収ボックスへの排出時の注意点

以下の品目については排出禁止物です。

- ・家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）
- ・資源有効利用促進法対象品目（デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ）
- ・大型家電製品（電子オルガン、エレクトーン、家具調こたつ、マッサージ機、ランニングマシンなど、一人で簡単に持ち運びができないもの）
- ・その他品目（乾電池、蛍光灯、電子ライター、カーテレビ、CDやビデオテープなどの記録媒体）
一般家庭から排出されるものに限ります。事業所から排出されるものは対象外です。

乾電池、電球、外箱は取り除いてお出してください。

個人情報が含まれる場合は個人情報を消去してからお出してください。



イメージ図